

第8回(平成25～26年度)

工事に係る行政監査結果報告書
(業務委託の変更契約について)

群馬県監査委員
平成27年3月

目 次

第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 目的	1
3 監査の対象	1
(1) 対象契約	1
(2) 対象機関	1
第2 監査の調査内容	2
1 監査方法及び調査内容	2
(1) 実施期間	2
(2) 監査の着眼点	2
(3) 監査方法	2
2 設計変更についての取扱い	2
(1) 群馬県財務規則	2
(2) 群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱	2
(3) 業務委託契約約款	3
(4) 設計変更の取扱い	3
第3 監査の結果及び意見	3
1 書面調査結果	3
(1) 契約件数	3
(2) 増額（減額）変更件数	4
(3) 履行期間延期件数	4
2 実地調査結果	5
3 個別監査結果	6
(1) 個別監査の整理	6
(2) 個別監査の結果及び意見	6
ア 当初発注の正確性	6
イ 設計変更の妥当性	7
4 終わりに	8
(資料)	9

●行政監査とは

行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手續、行政運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査」である。（『新版 逐条地方自治法』 松本英昭 著）

●根拠法令

地方自治法（平成22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は……必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務……の執行について監査をすることができる。

（平成3年の一部改正により、監査の対象が「財務に関する事務」の執行から「一般行政事務」の執行にまで拡大された。）

第1 監査の概要

1 テーマ

業務委託の変更契約について

2 目的

県が実施する公共工事は、限られた予算や職員数の下、県民の社会・経済活動を支える社会資本を整備するものであり、担当部局は、適正かつ効率的・効果的に施工し、早期に県民の利用に供することが求められている。また、公共工事の実施に当たっては、工事に先行し、測量、調査及び設計^(※1)の業務委託（以下「業務委託」という。）を行っているが、これら業務委託の進捗状況が、その後の工事工程に影響を与え、工事全体の効率性や完成時期に大きく影響を与えている。

業務委託は、工事同様、多種多様な自然条件及び社会条件の下で行われることから、契約締結後、不測の事態が生じた場合等、必要に応じて契約を変更している。一方で、安易な契約変更は、競争入札の主旨を逸脱することにつながりかねない。

このため、今回の監査は、業務委託において契約を変更することとなった要因等を分析することにより、公共事業の適正かつ効率的な執行に資することを目的として実施した。

(※1)「測量、調査及び設計」

測量とは、現地の地形を計測し、平面図、縦断図、横断図、用地測量図等を作成すること。

調査とは、支障物件の移転(補償)に関する調査及び地盤の強度を測定すること。

設計とは、測量結果を基に構造物(建物、設備、道路等)の詳細な設計図を作成すること。

3 監査の対象

(1) 対象契約

環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局において、平成24年度中に締結し、又は完成し、及び委託料で支出した業務委託契約を監査の対象とした。

(2) 対象機関

監査の対象機関は、県庁15課と地域機関40所属であり、その内訳は表1のとおりである。

表1 対象機関

部局名	県庁	地域機関
環境森林部	自然環境課、林政課、林業振興課、森林保全課	渋川、西部、藤岡、富岡、吾妻、利根沼田、桐生の各環境森林事務所及び森林事務所
農政部	農村整備課	中部、西部、吾妻、利根、東部の各農業事務所
県土整備部	道路管理課、道路整備課、河川課、砂防課、特定ダム対策課、都市計画課、下水環境課、建築住宅課	前橋、渋川、伊勢崎、高崎、安中、藤岡、富岡、中之条、沼田、太田、桐生、館林の各土木事務所、増田川ダム等建設事務所、八ッ場ダム水源地域対策事務所、下水道総合事務所
企業局	発電課、水道課	管理総合事務所、利根、吾妻、坂東、渡良瀬、高浜の各発電事務所、団地総合事務所、渋川、東毛の各工業用水道事務所、県央第一、県央第二、新田山田、東部地域の各水道事務所
小計	15	40
合計	55	

第2 監査の調査内容

1 監査方法及び調査内容

(1) 実施期間

平成25年10月から平成27年2月まで

(2) 監査の着眼点

ア 当初発注の正確性

○当初発注内容は、現場条件等を反映したものであるか。

イ 設計変更の妥当性

○設計変更内容は、変更契約で対応すべきものであるか。

(3) 監査方法

ア 書面調査対象

○委託料で支出した工事に関する全ての業務委託契約

イ 書面調査内容

○変更契約件数及び変更理由

○履行期間延期に伴う変更契約件数及び変更理由

○変更契約額が当初契約額から30%を超えて増減した契約件数

○履行期間が当初契約期間から120日を超えて延期した契約件数

ウ 実地調査対象

○書面調査の対象とした委託契約のうち、以下に該当する契約

・変更契約額が当初契約額から30%を超えて増減した契約

・履行期間が当初契約期間から120日を超えて延期した契約

ただし、以下の業務委託に係る契約は除いた。

・草刈り、^{せん}剪定等の作業（維持管理）に係る契約

・ダム等での機器類運転等管理業務に係る契約

エ 実地調査内容

○内容変更による変更契約の詳細な理由

○変更契約額が当初契約額から30%を超えて増減した詳細な理由

○履行期間が当初契約期間から120日を超えて延期した詳細な理由

○設計変更内容の積算根拠

○設計変更内容と成果物の整合性

○変更理由と現地の整合性

○成果物と現地の整合性

○契約事務等の適正性

2 設計変更についての取扱い

(1) 群馬県財務規則（平成3年規則第18号）

群馬県財務規則第191条第1項第8号の規定により、契約を締結するに当たっては、契約の変更に関する内容について記載することとされている（ただし、契約の性質又は目的により必要のない場合については、この限りでないとされている）。

(2) 群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱

群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱第5条の規定において、契約担当者が群馬県財務規則の規定により作成する契約書は、業務委託契約書及び業務委託契

約約款に基づいて作成するものとされている。

(3) 業務委託契約約款

業務委託契約約款第18条の規定により、受注者は、業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときには、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならないこととされている。また、発注者は、確認を請求されたとき、又は自らその事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、その事実が確認された場合において必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うとともに、履行期間又は業務委託料を変更しなければならないこととされている。

ア 図面、仕様書、現場説明書等の内容が一致しないとき。

イ 設計図書に誤謬^{びゅう}又は脱漏があったとき。

ウ 設計図書の表示が明確でないとき。

エ 施行条件が実際と相違するとき。

オ 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき。

また、同約款第19条の規定により、発注者は、同約款第18条の規定のほか、必要があると認められるときは、同様に設計図書、履行期間又は業務委託料を変更することとされている。

さらに、同約款第21条の規定においても、受注者の提案を受けた場合に必要があると認められるときは、同様に変更することとされている。

(4) 設計変更の取扱い

農政部及び県土整備部において、「工事に係る設計変更の取扱い」として、次のとおり取決めがなされている。

ア 設計変更は、工事の実施に際し当初想定し得なかった施工条件の変更、制約等が発生した場合に対応するものであって、大規模な新規工種の追加等が生じることのないよう、起工設計に当たっては現場条件等を十分精査する。

イ 設計変更に伴う増額が原契約金額の30%を超える場合は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約締結する。

ウ 設計変更に係る変更理由については、変更を必要とする主な原因、経緯等を簡潔・明瞭に記載する。

なお、業務委託については、上記に準じることとされている。また、環境森林部及び企業局については、別途各部局で定められた事務取扱要領等があり、これによると上記イの事項については、同様に規定されている。

第3 監査の結果及び意見

1 書面調査結果

平成25年10月から平成26年1月にかけて、監査対象機関に対して、書面調査を実施したところ、次のとおりであった。

(1) 契約件数

監査対象機関で発注した業務委託契約件数は、表2のとおり環境森林部137件、農政部67件、県土整備部1,234件、企業局40件、合計で1,478件であった。

表2 業務委託契約件数

部局名	契約件数 (件)	所属別内訳 (件)	
		県庁	地域機関
環境森林部	137	10	127
農政部	67	0	67
県土整備部	1,234	175	1,059
企業局	40	3	37
計	1,478	188	1,290

(2) 増額(減額)変更件数

監査対象機関が発注した業務委託契約のうち、当初契約額から30%を超えて増減した契約の件数は、表3のとおり113件であった。

表3 変更契約における金額変更件数

部局名	契約件数 (件)	うち金額変更		うち30%超え増減	
		件数	全体比	件数	全体比
環境森林部	137	100	73.0%	7	5.1%
県庁	10	3	30.0%	0	0.0%
地域機関	127	97	76.4%	7	5.5%
農政部	67	50	74.6%	0	0.0%
県庁	0	0	-	0	-
地域機関	67	50	74.6%	0	0.0%
県土整備部	1,234	801	64.9%	105	8.5%
県庁	175	96	54.9%	15	8.6%
地域機関	1,059	705	66.6%	90	8.5%
企業局	40	40	100.0%	1	2.5%
県庁	3	3	100.0%	1	33.3%
地域機関	37	37	100.0%	0	0.0%
計	1,478	991	67.1%	113	7.6%

(3) 履行期間延期件数

監査対象機関が発注した業務委託契約のうち、当初契約期間から120日を超えて期間延期をした件数は、表4のとおり194件であった。

表4 変更契約における期間延期件数

部局名	契約件数 (件)	うち期間延期変更		うち120日超え延期	
		件数	全体比	件数	全体比
環境森林部	137	23	16.8%	6	4.4%
県庁	10	0	0.0%	0	0.0%
地域機関	127	23	18.1%	6	4.7%
農政部	67	28	41.8%	6	9.0%
県庁	0	0	-	0	-
地域機関	67	28	41.8%	6	9.0%
県土整備部	1,234	562	45.5%	180	14.6%
県庁	175	84	48.0%	33	18.9%
地域機関	1,059	478	45.1%	147	13.9%
企業局	40	9	22.5%	2	5.0%
県庁	3	0	0.0%	0	0.0%
地域機関	37	9	24.3%	2	5.4%
計	1,478	622	42.1%	194	13.1%

2 実地調査結果

平成26年2月から同年10月にかけて、監査対象機関が発注した業務委託契約の中から、当初契約額から30%を超えて増減している契約又は当初契約期間から120日を超えて延期している契約合計279件のうち、その変更理由及び契約内容について確認するため、表5のとおり184件について実地調査を行った。

表5 実地調査件数

部局名	書面調査				実地調査	
	契約件数 (件)	変更金額 30%超え 件数	期間延期 120日超え 件数	監査対象 (※1) 件数	件数	抽出率(※2)
環境森林部	137	7	6	12	11	91.7%
県庁	10	0	0	0	0	-
地域機関	127	7	6	12	11	91.7%
農政部	67	0	6	6	6	100.0%
県庁	0	0	0	0	0	-
地域機関	67	0	6	6	6	100.0%
県土整備部	1,234	105	180	258	164	63.6%
県庁	175	15	33	43	24	55.8%
地域機関	1,059	90	147	215	140	65.1%
企業局	40	1	2	3	3	100.0%
県庁	3	1	0	1	1	100.0%
地域機関	37	0	2	2	2	100.0%
計	1,478	113	194	279	184	65.9%

(※1) 監査対象件数は、両条件が重複するものがあるため合計値と一致しない。

(※2) 抽出率は、監査対象件数に対する率。

3 個別監査結果

(1) 個別監査の整理

実地調査の監査結果については、改善を要する事項、検討を要する事項として、次のように分類した。

◆改善を要する事項

- ・法令等に違反しているもの。

◆検討を要する事項

- ・契約内容及び契約手続きに検討を要するもの。

なお、今回の監査では、改善を要する事項に該当するものはなかったため、監査結果及び意見については、検討を要する事項について記載する。

(2) 個別監査の結果及び意見

ア 当初発注の正確性

- ・当初発注内容は、現場条件等を反映したものであるか。

(調査結果の概要)

実地調査を行った結果、業務委託の作業内容量に比して履行期間が短いもの、関係者との協議調整に見込む期間が不足するもの及び発注の時期や設計の精度に問題があるものが確認され、その結果、大幅な期間延期や増額の変更契約を行っているものが、表6のとおり合わせて30件見受けられた。

表6 検討を要する業務一覧

NO.	検討を要する内容	対象部局及び件数
1	設計内容の作業量に対して、履行期間の設定が極端に短く、大幅な期間延期を行っているもの。また、繰越承認を待たずに発注したため、履行期間の設定が極端に短いもの。	環境森林部2件 農政部1件 県土整備部16件
2	あらかじめ多くの調整等を要する作業内容に対して、調整期間の見込みが少なく、大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部7件
3	測量作業が工事完成後に行うものに対して、発注時の工事完成の見通しが甘く、工事の遅れの理由により、大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部2件
4	現地精査により広範囲な測量が必要であるとの理由により、測量作業を大幅に増量し、大幅な増額を行っているもの。	県土整備部1件
5	現地精査により詳細な測量が必要であるとし、新たに現地測量を追加し、冬期積雪のために作業ができないとの理由により、大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部1件
	合計 30件	環境森林部2件 農政部1件 県土整備部27件

(検討を要する事項)

県土整備部が策定している「積算基準及び標準歩掛（計画調査編）」では、測量、調査及び設計業務の履行期間の算定方法が参考として示されている。これによれば、標準作業量や業務価格により算定される日数に加えて、年末年始、夏期休暇その他業務上必要な日数については別途加算するとされており、当初発注においては、当然のことながら、作業量や関係者との調整期間を勘案し、適正な履行期間の設定をすべきである。業務内容と合わせ、履行期間は競争入札に関わる重要な要件であり、入札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注が行われるよう要望する。

なお、年度末に発注する業務委託において、履行期間が年度をまたぐ見込みの事業については、速やかに繰越手続き等を行い、適正な履行期間を確保するよう要望

する。

イ 設計変更の妥当性

- ・設計変更内容は、変更契約で対応すべきものであるか。

(調査結果の概要)

実地調査を行った結果、変更契約で追加している業務が、当初契約と別路線若しくは別箇所業務である、別業種の業務である、又は、当初契約の業務を別業務に変更しているといった契約が見受けられた。また、別途分離発注が可能と思われるが、変更契約により大幅な増額契約を行っているもの等が、表7のとおり合わせて19件見受けられた。

表7 検討を要する業務一覧

NO.	検討を要する内容	対象部局及び件数
1	発注後に方針を変更したとの理由により、別箇所の地質調査を追加し、大幅な増額を行っているもの。	県土整備部 1件
2	近傍路線で落石が発生したため早急な対応が必要との理由により、別路線の測量及び設計作業の追加を行っているもの。	県土整備部 1件
3	急遽、調査期間が短い点検が必要になったとの理由により、トンネルの日常点検に緊急点検を追加し、大幅な増額を行っているもの。	県土整備部 1件
4	発注後に状況が変化したとの理由により、作業内容の大幅な入れ替えを行い、大幅な増額や大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部 3件
5	事業進捗を図るとの理由により、新たな測量や、設計項目を追加し、大幅な増額を行っているもの。	県土整備部 3件
6	設計の関連性が高い、または、技術的信頼性のため同一業者に委託したとの理由により、測量作業や設計作業を追加し、大幅な増額や大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部 3件
7	短期間で行う必要があるとの理由により、設計、又は、調査作業を追加し、大幅な増額や大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部 2件
8	関係者との協議・調整との理由により、新たな検討作業を追加し、大幅な増額や大幅な期間延期を行っているもの。	県土整備部 1件
9	変更契約とする理由書の記載が不明瞭なもの。	環境森林部 1件 県土整備部 3件
	合計 19件	環境森林部 1件 県土整備部 18件

(検討を要する事項)

各部局の工事に関する設計変更の取扱い等によれば、設計変更とは、当初、想定し得なかった施工条件の変更又は制約が生じた場合に対応するものであって、大規模な新規工事の追加等が生じることのないようにすることとされている。また、設計変更に伴う増額が当初契約金額の30%を超える場合は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約することとされており、業務委託においてもこれに準じることとされている。

実地調査をしたところ、発注後、県が方針の変更や緊急時対応として当初設計にない業務を追加し、大幅な増額及び履行期間の延期を行ったものや、緊急性、関連性、合理性等の理由は認められるものの著しく分離困難な理由が明確に判断できないもの、設計変更理由書において、変更契約とする具体的な内容、経緯等が不明瞭であるものが見受けられた。

業務委託においては、関連する新たな追加作業が発生することもあり、また、一連の成果物を作成する必要があることから、上記取扱いにおいては「準じる」との扱いにしているが、具体的な取扱いが不明確な状況である。

関係部局においては、透明性を確保し、公平な契約とするため、安易に別路線、別箇所等の追加や、一定の範囲を超えた大幅な金額の増減を行うことがないように、業務委託についても設計変更の取扱いの明確化について検討を行うことを要望する。

4 終わりに

公共工事によって整備される社会資本は、長年にわたって社会・経済活動を支える重要な資産であり、その事業執行に際しては、十分な調査、検討及び関係者調整等が必要である。また、多種多様な自然条件及び施工条件の下で行われるという特殊性を有しており、当初発注時に予見できない状況が生じた場合は、設計変更を行い対応すべきである。

一方、公共工事に係る契約は競争入札が原則であり、当初発注時の条件により入札価格が決定することから、大規模な新規工種の追加、内容の大幅な変更による契約額や期間の大幅な増減は、競争入札の主旨を逸脱するものである。すなわち、契約における設計変更は、当初想定し得なかった条件変更や制約が生じた場合に、一定の範囲内で対応するものである。

今回の監査では、こうした公共工事に係る契約の特殊性を踏まえ、業務委託の変更要因等を分析することにより、公共事業の適正かつ効率的な執行に資することを目的として調査を実施した。

その結果、事業執行中に生じた条件変更や、関係者調整結果等の様々な状況に対応し、適切に設計変更をしていると認められるものが大部分であったが、一部、当初発注の正確性や設計変更の妥当性について、検討を要するものが見受けられた。

各部局においては、引き続き適切な設計変更により品質の確保を図るとともに、公平性及び競争性の観点から、当初の入札条件が大幅に変化する変更契約は好ましくないことを十分に認識し、今回明らかにした監査結果について、改善に向けて検討を行うことを強く要望するものである。

(資料)

1 根拠法令

◎行政監査

■地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

○変更契約

■群馬県財務規則（平成3年規則第18号）

（契約書の作成）

第191条 契約担当者は、契約を締結するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的又は納付の内容
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 権利義務の譲渡等
- (8) 契約の変更又は履行の中止
- (9) 履行の延期
- (10) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (11) 監督及び検査
- (12) 危険負担
- (13) 担保責任
- (14) 契約の解除
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他当該契約の適正かつ確実な履行を確保するため必要と認められる事項

■群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱（昭和51年7月1日施行）

（契約書）

第5条 契約担当者が規則第191条第1項の規定により作成する業務委託契約に係る契約書は、業務委託契約書（別記様式第6号。以下「契約書」という。）及び業務委託契約約款（土木事業に係るものにあつては別記様式第7号、建築事業については別記様式第7号の2又は別記様式第7

号の3。以下総称して「約款」という。)に基づいて作成するものとする。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

■業務委託契約約款（群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱 別記様式第7号）

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときには、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

2 積算基準

○履行期間の算定

■積算基準及び標準歩掛（計画調査編）（群馬県県土整備部）

1-2 履行期間の算定

(2) 測量業務の履行期間

履行期間の算定は次式を参考に決定する。ただし、空中写真測量の撮影運航時間、滞留日数については別途加算するものとする。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数 (W1)} \times \text{不稼働係数 (内業)} + \text{必要外業日数 (W2)} \times \text{不稼働係数 (外業)} + \text{成果検定日数} \times \text{不稼働係数 (内業)} + \text{その他}}$$

1) 必要内外業日数（W_i）の算出

$$W_i = [\text{標準作業量における技術者別内（外）業所要日数の最大値} / \text{標準作業量} \times \text{変化率}] \times \text{設計作業量}$$

2) 不稼働係数

不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。

3) 成果検定日数

成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とする。

4) その他

① 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。

年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間

夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間

② その他業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。

(3) 地質調査業務の履行期間

地質調査業務の履行期間の算定は次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数 (W1)} \times \text{不稼働係数 (内業)} + \text{必要外業日数 (W2)} \times \text{不稼働係数 (外業)} + \text{準備・跡片付け (外業)} + \text{打合せ協議日数} + \text{その他}}$$

1) 必要内業日数（W₁）の算出

地質調査業務の内業については、1業務当り20日を標準とする。

2) 必要外業日数（W₂）の算出

$$W_2 = W_a + W_b + W_c + W_d$$

①機械ボーリング

$$W_a = \Sigma (\text{1 箇所当りボーリング長} / \text{1 日当り標準能率})$$

②サンプリング

$$W_c = \Sigma (\text{試料数} / \text{1 日当り作業量})$$

③サウンディング及び原位置試験

$$W_c = \Sigma (\text{設計作業量} / \text{1 日当り作業量})$$

④足場据付・解体日数

$$W_d = \text{必要箇所} / \text{1 日当り作業量}$$

3) 不稼働係数

不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。

4) 準備・跡片付け（外業）

準備・後片付け日数については、10日程度を標準とする。

5) その他

① 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合は加算するものとする。

年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間

夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間

② その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。

(4) 設計業務等の履行期間

設計業務等の履行期間の算定は下記の表を参考に決定する。

(単位：日)

工 種	業務価格が3千万円	
	未満の場合	以上の場合
① 道路橋設計等	Y 1 = 0.04X + 50	Y 2 = 0.01X + 140
② 道路設計等		
③ 道路計画等		
④ トンネル及びトンネル設備の調査・設計等		
⑤ 河川構造物の調査・設計等		
⑥ 河川の調査・計画等	Y 3 = 1.3 (0.04X + 50)	Y 4 = 1.3 (0.01X + 140)
⑦ 砂防関連の調査・計画・設計	Y 5 = 1.4 (0.04X + 50)	Y 6 = 1.4 (0.01X + 140)

(注) 1 Xは業務価格(単位：万円)とする。

2 5千万円を超える場合または上表によりがたい場合は別途考慮するものとする。

3 河川協議、警察協議、地元協議等が必要な場合はその期間を別途加算する。

4 測量、地質調査、地下埋設物調査、交通量調査等を含む場合は、その期間を別途加算する。

5 履行期間内に下記の年末年始、夏期休暇が含まれる場合は、別途加算する。

年末年始……………12/29～ 1/ 3 6日間

夏期休暇…………… 8/14～ 8/16 3日間

6 準備、印刷製本及び設計歩掛に含まれる現地踏査に要する期間を含んでいる。

7 同一設計業務等に各工種が混在する場合は、その支配的な工種の履行期間の算定式を用いるものとする。支配的な工種とは、直接人件費の最も大きい工種とする。

8 履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。

9 プロポーザル方式による業務の履行期間については別途考慮するものとする。

10 業務内容に変更等があった場合は、履行期間についても変更内容等を勘案し見直すことができるものとする。